

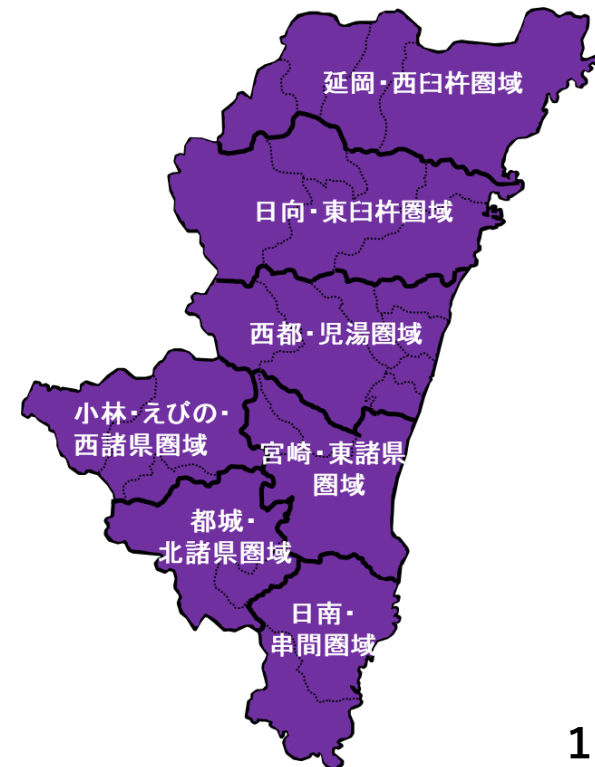
# まん延防止等重点措置

■本県への「まん延防止等重点措置」適用の延長を受け、「重点措置区域」の指定期間を延長

重点措置区域	指定期間
宮崎市、都城市、延岡市、三股町	1月21日(金)～2月13日(日)3月6日(日)
上記以外の市町村	1月25日(火)～2月13日(日)3月6日(日)

※指定期間の終期については、感染状況等を踏まえて判断

県独自の「感染拡大緊急警報」の発令期間も  
3月6日(日)まで延長



# 「重点措置区域」の行動要請について

対象地域	全市町村	
要請期間	3月6日（日）まで	
外出・移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛</li> <li>○市町村外への不要不急の外出・移動の自粛※①</li> <li>○20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛※②</li> <li>○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛</li> </ul>	
会食※③	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一卓4人以下、2時間以内</li> <li>○高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と</li> </ul>	
高齢者施設等の面会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限（ガラス越しやオンラインでの面会を）</li> </ul>	
飲食店等への要請※③	<ul style="list-style-type: none"> <li>○20時までの営業時間短縮※②</li> <li>○酒類提供の終日停止※②</li> </ul>	
イベント開催における制限※③	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人数上限20,000人</li> <li>○会食につながる場面の制限</li> </ul>	
大規模集客施設等への要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入場者の整理</li> <li>○入場者に対するマスクの着用の周知</li> <li>○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止</li> <li>○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置等）</li> </ul>	} ※②

※①：通院、通学、通勤、日常の買物など生活に必要な外出やワクチン接種、選挙の投票のための外出は自粛の対象外

※②：特措法第31条の6第1項に基づく要請（その他は同法第24条第9項に基づく協力の要請）

※③：「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限の緩和は実施しない

# 飲食店等における営業時間短縮等の要請（特措法第31条の6第1項）

- 対象地域：県内全域
- 対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けている飲食店等  
（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）  
※認証店も非認証店も同じ取扱いとする。
- 営業時間短縮等：2月14日（月）～3月6日（日）  
を要請する期間（2月14日（月）午後8時から3月7日（月）午前5時まで）

※ 協力金については、2月14日（月）午後8時から3月7日（月）午前5時までに  
営業時間短縮に協力した場合に支給

- 要請内容：午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わないこと  
酒類の提供は終日停止
- 協力金額：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき  
売上規模別に店舗単位で支給 ※次の内容で調整中

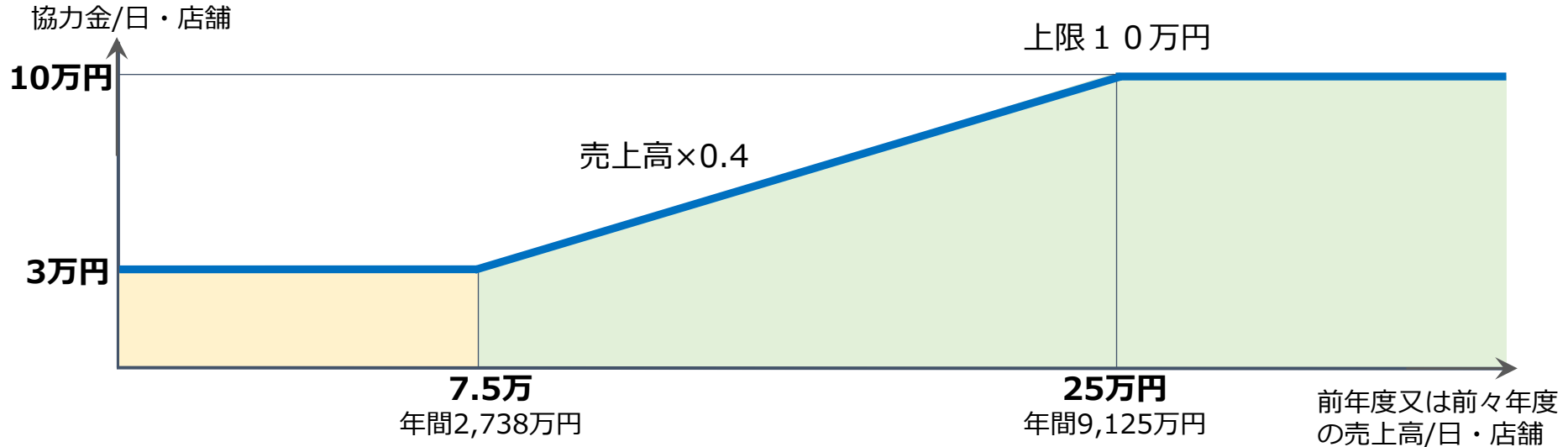
なお、感染状況により要請期間が短縮された場合、協力金は短縮された日数に応じて減額となります。

※ 「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

# 売上規模別協力金について

## 1 中小企業（小規模事業者、個人を含む。）

1日当たりの協力金額：1日当たりの売上高×0.4（3万円～10万円）



## 2 大企業（中小企業も選択可）

### 【計算式】

1日当たりの協力金額：前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4

### 【上限額（1日当たり）】

20万円

# 大規模集客施設への要請（特措法第31条の6第1項）

■要請対象：特措法施行令第11条第1項に規定する大規模集客施設（※）

■要請期間：3月6日（日）まで

## ○入場をする者の整理等

入場者の密集を防ぐ整理・誘導、施設の入場者の人数管理・人数制限等

## ○入場をする者に対するマスクの着用の周知

## ○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止

## ○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置等）

※新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場
  - ・集会場又は公会堂
  - ・展示場
  - ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
  - ・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
  - ・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 等

# イベントの開催制限（特措法第24条第9項に基づく協力の要請）

■要請対象：県内全域

■要請期間：3月6日（日）まで

○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

- ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内
- ・人数上限：5,000人

※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、20,000人まで追加可（大声なしが前提）

○会食につながる場面の制限

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による人数制限の緩和（収容定員まで）は実施しない

■要請対象：県内全域

■要請期間：3月6日(日)まで

○業種別ガイドラインの遵守

○テレワークの活用や時差出勤の促進

- ・ 接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤等を促進

○感染拡大地域への出張時の感染対策の徹底

- ・ マスクの着用や感染リスクの高い行動の自粛

○休憩室、喫煙所等における感染対策の徹底

- ・ 飲食や会話の自粛、適切な換気、三密回避の徹底

○食堂や寮等の職員の交流が想定される場面での感染対策の徹底

- ・ 対人距離の確保、適切な換気、共用部分の消毒の徹底

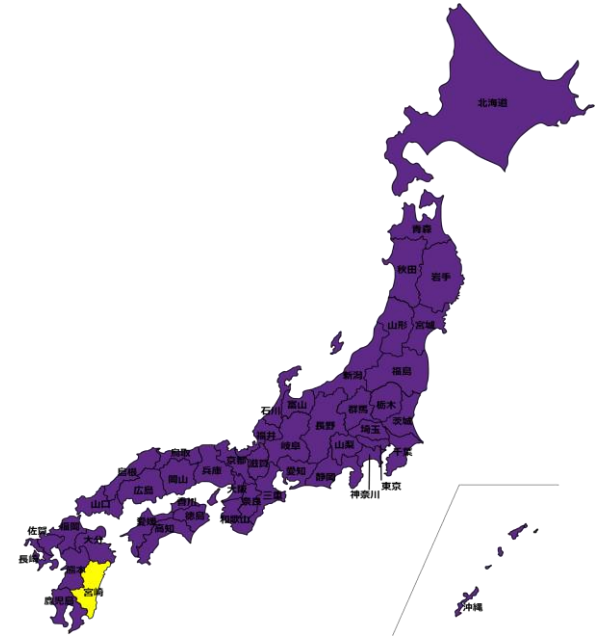
○従業員の体調管理（日々の検温、必要に応じた検査等）の徹底

○大人数・大声が想定される懇親会等の自粛・延期

# 県外との往来について

オミクロン株の影響により

**全国的に感染が  
爆発的に拡大！**



当面の間、

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

**県外との往来自粛を！**

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない



当面の間、

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

**来県自粛**

をお願いします

# 県における今後の対策について

## 基本的な考え方

感染力の極めて強いオミクロン株の特性を踏まえ、飲食店等の感染の急所を抑えつつ、現在クラスターが多く発生している学校・教育施設や高齢者施設での感染防止対策の強化を図る。  
また、医療提供体制等の強化を図るとともに、ワクチンの3回目接種を加速化する。

- ① クラスターが発生している施設等の対応強化
- ② 医療提供体制等の強化
- ③ ワクチンの3回目接種の加速化

# クラスターが発生している施設等の対応強化（学校）

## ■各家庭への感染予防対策の徹底について啓発！

- 児童生徒及び同居人の検温と健康状態の確認
- 適切なマスク着用 ※普段と体調が異なる場合は登校を控える
- こまめな手洗い（手指消毒）



## ■感染者が確認された際の学校の初期対応の強化

- 速やかに学級や学年、全校の児童生徒を自宅待機
- 濃厚接触者の特定や感染拡大防止のために学校と保健所が連携
- 学びの継続（時差・分散登校、リモート学習等）



## ■教育活動を維持するための配慮事項

- 衛生管理マニュアルのレベル3相当の対応継続
  - ・ 感染リスクの高い活動（グループワークや合唱等）の制限
- 黙食の指導やマスク着用の徹底
- 部活動の再開（活動内容や活動人数の制限）

※段階的にまずは個人の活動から始める

# クラスターが発生している施設等の対応強化（施設等）

## ■幼稚園、保育所等の対応

### ■各施設に対する感染防止対策の周知・徹底

- ・各家庭と連携した毎日の健康観察、体調不良時の自宅待機
- ・感染リスクの高い活動を避け、感染を広げない形での保育の実践
- ・マスクの着用が無理なく可能と判断される児童の可能な範囲でのマスク着用

### ■感染防止対策に対する支援

- ・消毒液、マスク等の購入、事業継続に必要な職員への手当等に対する補助

### ■社会的機能を維持するための支援

- ・速やかな休園や早期開園に向けた施設や市町村からの相談対応

## ■高齢者施設、障がい者施設等の対応

### ■各施設に対する感染防止対策の周知・徹底

- ・レクリエーション時のマスク着用、送迎時の複数の窓開け等の対応の徹底等

### ■感染発生時の迅速な物資提供、感染防止対策に必要な物資購入等への支援

- ・発生施設へマスク等の衛生用品の提供
- ・衛生用品の購入やサービス継続に必要な人件費等に対する補助

### ■施設職員を対象とする一斉検査の実施

- ・感染の早期発見を目的とした一斉検査を実施

### ■地域の協力医師やICN（感染管理認定看護師）等の現地派遣

- ・施設内の感染拡大防止のためのゾーニングの指導や入所者等の健康管理を実施

# 医療提供体制の強化について①

## 1 入院受入体制の強化

### ■入院受入病床（即応病床）の拡充（271床→278床）

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西臼杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
1.18時点	91	51	53	23	15	28	10	271
2.10時点	94	51	55	23	15	29	11	278

※緊急時の最大確保病床数：346床→350床

### ■回復期の患者の受入先となる後方支援病院の確保（59医療機関）

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西臼杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
2.10時点	15	14	9	7	4	5	5	59

## 2 宿泊療養体制の強化

### ■宿泊療養施設・居室の確保（5施設、500室）

圏域	県央	県西	県北	計
2.10時点	337	96	67	500

## 3 自宅療養体制の強化

■食料等の生活支援セット配送体制の確保（第6波での配送数：3,288個）

■医師・看護師による健康観察体制の確保

【圏域ごとの協力訪問看護ステーション数】

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西臼杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
1.25時点	19	11	6	5	4	6	4	55
2.10時点	24	12	7	5	5	6	4	63

■外来診療受入体制の強化

・各医療圏における受入体制の確保（夜間・休日を含む）

## 4 重症化予防の推進

■中和抗体薬投与体制の強化

- ・保健所と連携して中和抗体薬を投与する協力医療機関の確保（23→**30医療機関**）
- ・重症化予防センターの開設（1/28～2/9の受入件数：**47件**）

■経口治療薬処方体制の構築

- ・治療薬を処方する医療機関数：37→**54医療機関**
- ・治療薬を処方する薬局数：10→**34薬局**

## 無料検査の実施期間を 3月6日（日）まで延長します！

### ■本県の無料検査体制（2月10日時点）

	検査種別	設置数
PCR検査センター	PCR/抗原定性検査	5箇所
薬局	PCR/抗原定性	38箇所
医療機関	PCR/抗原定性	13箇所
検査機関	PCR	2箇所
計		58箇所

### ■無料検査実施状況

- ・PCR検査センター（1/8～2/6）：25,964件（865件／日）
- ・薬局等（1/8～2/6）：4,901件（163件／日）

### ■無料PCR等検査における陽性件数

- ・無料検査における陽性件数（1/8～2/6）：284件
- ※1日の最多陽性件数：19件（1/31）

# 保健所業務の支援体制について

## ■人員の派遣状況

	中央	日南	都城	小林	高鍋	日向	延岡	高千穂	合計
保健師	—	2	3	1	2	2	4	—	14
その他	5	4	21	4	3	7	11	—	55
合計	5	6	24	5	5	9	15	—	69

※市町村保健師の応援

都城市（2名）、延岡市（2名）、日南市（1名）、小林市（1名）、日向市（2名）、三股町（1名）、高鍋町（1名）

## ■支援業務の主な内容

- ・ 積極的疫学調査（患者への聞き取り、調査票の作成など）
- ・ 検体採取
- ・ 感染者等情報把握・管理支援システムへの入力
- ・ その他（電話対応、患者搬送など）



# ワクチンの3回目接種の加速化①

## 1 ワクチン接種状況(3回目)

(令和4年2月8日現在)

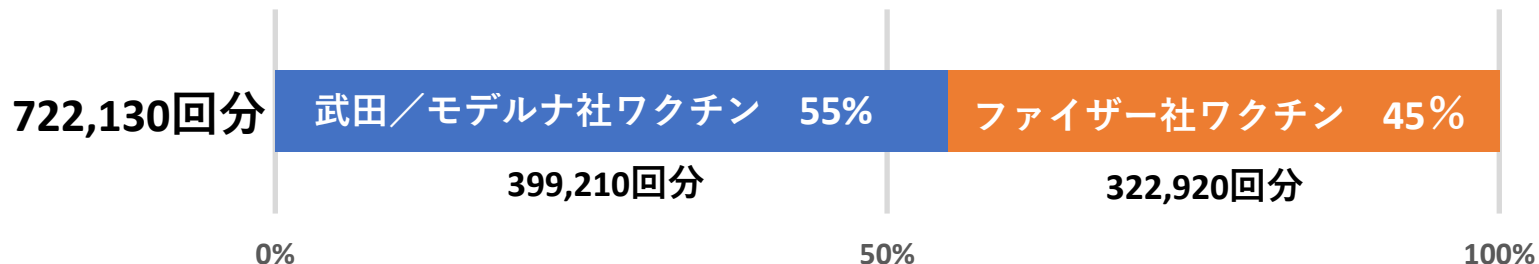
接種回数	92,467 回
接種率 (全人口※)	8.5 %

※ 令和3年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口

### 【参考】

18歳以上の2回目接種完了者  
に対する接種率 11.6 %  
(推計値)

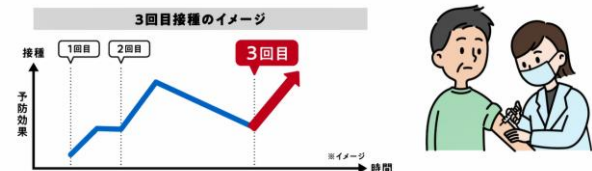
## 2 ワクチンの供給量(令和4年2月8日現在)



## 3 接種率向上に向けた啓発について

- 追加接種勧奨CMの配信  
(テレビ、SNS、大型ビジョン等)
- テレビ・ラジオ番組や新聞、タウン誌での追加接種・交互相種の効果等に関する情報発信
- 追加接種・交互相種の効果や県主催の集団接種に関するチラシの市町村等への配布

追加接種で重症化の予防効果が高まることが報告されています



宮崎県ワクチン追加接種センター(県庁職員健康プラザ)

予約専用電話 / 0985-51-0567

(受付時間: 平日 午前9時から午後5時まで)

※予約には追加接種の接種券が必要です。 ※武田/モデルナ社ワクチンを接種します。



# ワクチンの3回目接種の加速化②

## 市町村と連携した追加接種の加速化

- 接種券発行の促進
- 市町村において集団接種会場の設置の前倒しや予約枠の増など接種計画の拡充
- クラスターの発生状況を踏まえた接種前倒しの実施
  - ➡ 高齢者施設等従事者や教職員、保育所等の職員、警察職員への接種前倒し  
(2回目接種完了から6ヶ月の間隔で接種)

## 県の追加接種センターにおける優先枠の設定等

- 優先接種枠の設定
  - 県が設置する追加接種センターにおいて、高齢者施設等従事者や教職員、保育所等の職員、警察職員に対する優先接種枠を設定
- 接種券なしでの接種を可能に
  - 優先接種枠の対象者について、市町村における接種券の発行が間に合わない場合は、接種券なしでの接種を可能に

# 追加接種スケジュール

追加接種のタイミング		R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4
対象者	医療従事者	6か月間隔での接種				
	高齢者					
	高齢者施設等利用者		6か月間隔での接種			
	その他			7か月間隔で接種	6か月間隔での接種	
	一般					
	高齢者施設等従事者		6か月間隔での接種			
	警察官、教員、保育士等				6か月間隔での接種	
	その他				7か月間隔での接種	

前倒し接種の実施

# 県主催の大規模集団接種の実施（県ワクチン追加接種センター）

## 1 実施日時

3月27日(日)までの土日 午前9時～午後5時（受付は午後4時まで）

## 2 会場

県庁職員健康プラザ（宮崎市）

## 3 接種対象者

県内在住で追加接種用の接種券をお持ちの満18歳以上の方

## 4 ワクチンの種類

武田／モデルナ社ワクチン

## 5 予約方法

県ホームページ内専用予約サイト又は電話にて受付

電話番号：0985-51-0567

（午前9時～午後5時 土日・祝日を除く）

**◎ 2月中のみ予約なしで受付 ※各日30名**

**（受付 午前9時30分～午前11時）**